

東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書

東日本大震災の発生から3年が経過したが、震災からの復旧・復興は、わが国が全力を挙げて取り組むべき最大の課題であり、今もなお14万人近い福島県民が避難生活を余儀なくされている。道内では、3月6日時点で市営住宅、道営住宅、雇用促進住宅などに被災避難者2,695人が入居しており、本市においても、その半数以上となる1,488人が市営住宅などに入居している。

そのような中、本市においては、避難者の住宅支援としての市営住宅などの無償供与について、昨年11月に供与期間を1年延長することを決定したが、単年度の更新による支援に避難者は大きな不安を持っており、被災地復興の道半ばの現状を鑑みれば、今後も避難先における住宅支援の必要性は高いものである。

よって、政府においては、こうした状況に鑑み、下記のとおり被災された方々への住宅支援を行うとともに、避難者の受け入れ自治体が円滑に支援できる方策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 公営住宅等の供与期間について、複数年にわたる期間延長の方針を早期に決定し、被災者の経済的負担や精神的苦痛を軽減すること。
- 2 自主避難者に対する住宅の無償供与を継続すること。
- 3 避難先への定住を希望する避難者に住居の住み替えを認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、復興大臣
（提出者）全議員